［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
農学関係	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

（専門職短期大学設置基準の一部改正）

第六条　専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後					
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
農学関係	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

改正前					
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
農学関係	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］

備考　［同上］

（入学前の既修得単位等の認定）

第二十三条　専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十五条第一項及び第二項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2～4　［略］

（科目等履修生等）

第二十五条　専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

2　専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で学校教育法第百五条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

3　科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第十九条の規定を準用する。

4　専門職短期大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第三十二条、第四十四条及び第四十五条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

5　［略］

別表第二（第四十五条関係）

イ　［略］

（入学前の既修得単位等の認定）

第二十三条　専門職短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該専門職短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（第二十五条第一項の規定により修得した単位を含む。）を、当該専門職短期大学に入学した後の当該専門職短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2～4　［同上］

（科目等履修生等）

第二十五条　専門職短期大学は、専門職短期大学の定めるところにより、当該専門職短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。

［項を加える。］

2　科目等履修生に対する単位の授与については、第十九条の規定を準用する。

3　専門職短期大学は、科目等履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第三十二条、第四十四条及び第四十五条に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の専任教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。

4　［同上］

別表第二（第四十五条関係）

イ　［同上］